

令和6年 産炭地域振興・エネルギー調査特別委員会 開催状況
(経済部資源エネルギー局資源エネルギー課)

開催年月日 令和6年2月7日

質問者 民主・道民連合 高橋 亨 委員

答弁者 経済部長、資源エネルギー局長、

資源エネルギー課長、エネルギー政策担当課長

| 質 問 要 旨 | 答 弁 要 旨 |
|---|--|
| <p>二 高レベル放射性廃棄物等について</p> <p>(一) 説明会の開催について</p> <p>1 説明会の要望について (高橋委員)</p> <p>道は、NUMOによる文献調査報告会を全道はもちろんですけれども、全国各地でも行うよう要請しました。今年1月の委員会での質問以降、説明会の要望はあったのかお聞きします。</p> <p>2 説明会に係る手続きについて (高橋委員)</p> <p>説明会を要望すると、そこで受け入れが少し薄く見えてくるかもしれないという心配事があるかなというふうに思っておりますけれども、説明会を開くとすれば当然のことながら、寿都、神恵内、両自治体は行えるだろうと思っておりますけれども、それをNUMOがアリバイとするべきではないというふうに思うわけでございまして、NUMOがそのまま説明会を開かないとされた場合、法令に基づく手続きを行うことが出来ないこととなりますけれども、道の見解についてお聞きします。</p> <p>3 説明会の位置づけについて (高橋委員)</p> <p>施行規則にありますけれども、例えば、何回開かなければ駄目だとか、全くそういったことはないわけで、先ほど言ったように、寿都、神恵内2か所開いたら、開いたということにイコールになるというふうに思ってるんですね。しかし、知事はそうではなくて全道でやっていただきたいし、さらには全国でもやっていただきたい、そういう要請をしている。ある意味、知事がそのことをNUMOにお願いをしているということは、そういうことをNUMOはきっちり受け止めて、そういう説明会を積極的に開いていくということにしていかなければいけないだろうと思っております。それを要望するかはどうかはまた別としてですね。各自治体が。</p> <p>それで、これはいろいろお考えがあるし、誤解もあるかもしれませんが、この報告会というのは、これはNUMOに課せられたものであって、NUMOが主体的に行うものであって、道がそこに関わるということは全くないというふうに私は思ってるわけで</p> | <p>(エネルギー政策担当課長)</p> <p>説明会に関する要望についてでございますが、現在のところ、道に対しまして、道内の市町村から、文献調査報告書の説明会の開催に関する要望はないものの、先月末、道内の団体から、説明会の公告期間と開催場所につきまして要請がございました。</p> <p>また、NUMOに確認しましたところ、本年1月の本委員会開催以降、説明会に関する要望はないとのことでございます。</p> <p>(エネルギー政策担当課長)</p> <p>文献調査報告書に関する説明会についてでございますが、最終処分法施行規則におきまして、NUMOは、概要調査地区を選定しようとするときは、文献調査の結果に関する報告書を作成しなければならず、また、その報告書の縦覧期間内に、関係都道府県内におきまして、報告書の記載事項を周知させるための説明会を開催しなければならない旨、規定されていると承知しております。</p> <p>このため、道といたしましては、現在、寿都町と神恵内村で実施されております文献調査につきまして、NUMOが、その結果に関する報告書を作成した際には、説明会が開催されるものと考えております。</p> <p>(エネルギー政策担当課長)</p> <p>概要調査についてでございますが、法令におきまして、NUMOは、概要調査地区を選定しようとするときは、実施した文献調査に関しまして、対象地区の所在地や概況、調査の項目や手法、結果、対象地区の評価及びその理由などを記載した報告書を作成しなければならないと定められており、その報告書の記載事項を周知させるための説明会を開催しなければならないとされているものと承知しております。</p> <p>道といたしましては、文献調査終了後、仮に概要調査に移行しようとする場合には、条例制定の趣旨を踏まえまして、現時点で反対の意見を述べる考えでございまして、その表明にあたりましては、道議会の御議論はもとより、さまざまな機会を通じて把握いたしました市町村や道民の皆様の御意見も踏まえ、適切に対応してまいります。</p> |

| 質 問 要 旨 | 答 弁 要 旨 |
|--|---|
| <p>す。したがって、この文献調査は、報告会を行ったことが、ある程度、その次の概要調査に行く前提というのは単純にNUMOの話であって、道の話ではないというふうに思っておりますが、概要調査の移行について、改めて道の考え方をお聞きしたいと思います。</p> <p>3－再 説明会の位置づけについて (高橋委員) これは同じく規則に書いてあるんですけども、報告書及び要約書を公告の日から起算して30日以上縦覧に供さなければならない。道に対する報告書の提出はいつ頃になるのか、NUMOから道に対して。また、道内への縦覧はいつ頃から始まるのか、お聞きをしたいというふうに思います。 また、道の広報誌に掲載するかどうかもお聞きをします。併せて、道内地方紙の掲載は行うのこともお聞きをします。</p> <p>3－再々 説明会の位置づけについて (高橋委員) 適切に対応すると言っておりますが、NUMOの文献調査は2年間、すでに3年過ぎている状況です。ですから適切な時期はもう済んでるのではないかなと思います。なぜ報告書を出してこないのかということ、道の方からも追求するべきではないかなと思います。このままだらだらだらだらしていきと、いつまでも文献調査の報告がなされないでいってしまうということになってくれば、ずっとこの問題を引きずっていくと思います。いずれにしても知事は、一定程度の判断をされているわけですので、きちんと報告を早めに出して貰うということが大事ではないかなというふうに私は感じております。 お聞きをしたのは、日程が詰まっていないのは分かりました。早くしてください。 それと道の広報誌にこの公告を掲載するのか、日刊紙に掲載するのかということは当然のことながら考えられると思いますがいかがですか。</p> <p>(高橋委員) これもちゃんと規則に載っているわけですから、そうしなければいけないとなっているわけですから、適切にということ、これからはちゃんときちんと、新聞に挟んでくる道の広報誌、さらには一番にまいているのは道新かもしれませんけれども、それ以外にも他にも地方紙がありますから、それらにこの公告を載せるということだということによって受け止めさせていただきます。</p> <p>(二) 判断について (高橋委員) 知事は、これまで概要調査に移行する場合、政府への知事の意見として「道の条例制定の趣旨を踏まえて現時点では反対の意見を述べる考えで、その場合、道議会での議論はもとより、様々な機会を通じて把握した市町村や道民の皆様の見解も踏まえ、適切に対応する」と答えられています。</p> | <p>(資源エネルギー局長) 公告縦覧等々、文献調査に関わる今後のスケジュールにつきましては、今後、国とNUMOの動向を踏まえ、適切に対応して参ろうと考えてございます。以上でございます。</p> <p>(資源エネルギー局長) そちらも含めまして、今後適切に対応してまいりたいというふうな考えでございます。</p> <p>(エネルギー政策担当課長) 市町村や道民の皆様のご意見についてでございますが、道では、これまで、道の条例やそれを踏まえた道の考え方などを市町村向け施策説明会やセミナーで説明し、理解を求めましたほか、市町村議会の決議や意見書、道民の皆様から寄せられた要請などを通じまして、ご意見を把握しているところでございます。</p> |

| 質 問 要 旨 | 答 弁 要 旨 |
|---|---|
| <p>それでは、担当部として、これまで既に把握している市町村や道民の意見をどのように受け止めているのかお聞きします。</p> <p>(三) 処分方法について (高橋委員)</p> <p>2001年から始まった幌延での調査、その調査時点で地下埋設の計画は「天然バリアーと人工バリアー」を合わせる「地層処分」です。これが最適な処分方法である。」ということで、これはある意味、世界的にそういう方向性で進んでいるかなと思いますし、日本もそういうことを目指しているということだと思います。今の原子力研究開発機構は天然バリアーについてですね、「日本には火山や地震、断層活動の影響が少なく、今後10万年にわたって安定していると評価される地層が広く存在していることが明らかだ。」としており、人工バリアーについては、放射性廃棄物をガラスに固めて閉じ込める「ガラス固化体」にして「オーバーバック＝金属製の容器」に入れ、地下水に触れないようにして、ベントナイトを主成分とする粘土を緩衝材として、地下300メートルより深い岩盤の上に貯蔵することになっています。この人工バリアーの技術に変化があったのかをお聞きをしたいというふうに思います。</p> <p>(三) 一再 処分方法について (高橋委員)</p> <p>ということは、今現在調査研究中のやつを、2000年から始まった幌延の、幌延における調査研究の当初計画と変わっていないということですね。したがって、ガラス固化体、それからオーバーバック、ベントナイト、そういうのもって固めたやつを地下に置くという、これは当初から変わっていないので、技術の進化はまったくないわけですね。今行われているのは、模擬固化体を入れているのですよね。熱を持った固化体を同じようにして地下に置いていて、そうして地下水の浸出、さらには地下という環境の中でどのような変化がされてくるのかということ調査研究している、そういう段階なんだろうなというふうに思っています。したがって、この地層の埋設のための調査研究については、そのキャニスターも含めて、当時と変化はないということ受け止めておきます。</p> <p>大きな変化が何かあったんですか、お知らせください。</p> <p>(高橋委員)</p> <p>結果的には途上なんですよ、途上、研究の途上。したがって、確立した処分方法ではないということですね。この高レベル放射性廃棄物を埋め立てているところは、私あまりよくわからないですけども。オンカロでさえですね、再処理したものを埋めているわけじゃないんですね。ですから日本の場合は最終処分をやっていこうということなので、例がないことをやっていく、それも今研究の途中であって、技術的には何も変化のないということの中で進められているというこ</p> | <p>その内容といたしましては、道内に最終処分場を建設しないことを求めるご意見のほか、道の条例の遵守や冷静な議論を求めるご意見などが寄せられているものと認識しております。</p> <p>(資源エネルギー課長)</p> <p>処分方法についてでございますが、平成12年10月に策定された国の「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」におきまして、最終処分は、特定放射性廃棄物のまわりに人工的に設けられる複数の障壁と、特定放射性廃棄物に含まれる物質を長期にわたって固定する天然の働きを備えた地層とを組み合わせることによって、特定放射性廃棄物を人間環境から隔離し、安全性を確保する「多重バリアシステム」により実施するものとされております。</p> <p>また、幌延深地層研究計画は、国の基本方針に則り、原子力発電に伴って発生する高レベル放射性廃棄物を安全に地層処分するため、地層科学研究及び地層処分研究開発を目的として、平成13年3月より進められており、道としては、原子力機構は、現在もこうした国の方針に沿って、人工バリアの品質確認などの実証実験や実際の地質環境における適用性確認など、地層処分技術の信頼性の向上に関する技術開発等に取り組んでいるものと認識をしております。</p> <p>(資源エネルギー課長)</p> <p>処分方法についての重ねての質問でございますが、幌延深地層研究計画は、国の基本方針に則り、高レベル放射性廃棄物を安全に地層処分するため、地層科学研究及び地層処分研究開発を目的として、進められており、道としては、現在も国の方針に沿って、人工バリアの品質確認などの実証試験や実際の地質環境における適用性確認など地層処分技術の信頼性の向上に関する技術開発等に取り組んでいるものと認識をしております。</p> |

| 質 問 要 旨 | 答 弁 要 旨 |
|--|---|
| <p>とを確認させていただきました。あたかもこの20年の間に技術はすばらしい進展をして、安全性はより高まったというふうに思われている方もいらっしゃるようでございますけれども、そうではないんだということを今確認させていただきました。</p> <p>(四) 科学的特性マップについて (高橋委員) 政府はですね、天然バリアについて、今度は天然バリアです。「全国に10万年にわたって安定している地層に広く分布している」としてですね、新たに「科学的特性マップ」を作成いたしました。それによると、能登半島では、珠洲市のごく一部を除いた全てが安定している地層ということで示されておりますし、今回の震災を受けて、ほとんどの所がですね、この特性マップって本当はどうなのかということ、少しくエスチョンに思い始めたのではないかなと思っておりますけれども、今回の震災を受けて、科学的特性マップへの道の感想をお聞きします。</p> <p>(高橋委員) そのとおりなんです。国がやっているのは単純に客観的に見ただけで、具体的にどうということではない。要は、広く全国に、地下埋設をするところをですね、沢山のところに手を挙げていただきたいという切なる思いから、特性マップを作っていたんだろうと思うわけですね、安全性に直結しているものでも、なんでもないということでございます。まさしく今回の地震が起きたことによって、天然バリア、これについては信頼性が少し薄まってきているなと思います。もっと言うと10万年もの間、安定した地盤を確保できるところは、日本国中にはないという専門家の見解でありますから、日本国中に埋めてしまうという場所はないと考えたほうがよいと思っております。しかし、残念ながら国の方はそう言うてしまうと行き場所がなくなってしまうから、特性マップでも作って、少し手を挙げてくれる所が増えてくれれば良いなと思っております。ですが、残念ながら、いまのところは手を挙げてくれるところがないことになるわけです。</p> <p>(五) 有効な地層について (高橋委員) 1984年、当時の「原子力委員会放射性廃棄物対策専門部会」において、ここで中間報告がなされました。その中間報告は「4段階研究開発方針」というものでございます。 その中で、第1段階として「有効な地層の選定」、第2段階として「処分予定地の選定」、第3段階として「模擬固化体による処分技術の実証」、第4段階として「実・固化体処分」という内容が示されております。この発表時点ですでに第1段階の有効な地層の選定は終了しているということになってしまっています。これを作った段階で一番大事なことを飛ばしてしまっているということなんです。第1段階の内容は、地層、いわゆる岩体、岩ですね、岩体の調査を行って、地層処分の研究対象となりうる「可能性がある地層」</p> | <p>(エネルギー政策担当課長) 科学的特性マップについてでございますが、平成29年に、国が公表した科学的特性マップは、地域の火山活動や断層活動などといった地層処分を行う上で好ましくない科学的特性を、既存の全国データに基づき、一定の要件・基準に従いまして客観的に整理し、全国地図の形で示したものと承知しております。 道といたしましては、科学的特性マップは、それぞれの地域が処分場所としてふさわしい科学的特性を有するかどうかを確定的に示すものではないものと認識しております。</p> <p>(資源エネルギー課長) 中間報告についてでございますが、原子力機構によれば、中間報告における「未固結岩等の明らかに適正に劣るものは別として、岩石の種類を特定することなくむしろ広く考え得るものである」、「岩石の種類を特定するのではなく、むしろその地質条件に対応して必要な人工バリアを設計することにより、地層処分システムとしての安全性を確保できる見通しが得られた」との地層処分に係る「有効な地層」についての考え方は、現在も変わらないとしており、道としては、「科学的特性マップ」において「好ましくない範囲の要件・基準」として「軟弱な地盤」との要件が盛り込まれるなど、こうした考え方が継続されていると認識しております。</p> |

| 質 問 要 旨 | 答 弁 要 旨 |
|--|---------|
| <p>を抽出するとともに、地層の特性の調査研究、人工バリアーの研究等を行い、これらの成果を踏まえて我が国における「有効な地層」を選定するというふうになっています。84年の段階ではですね、これまでの研究で、いわゆる84年以前のもので、84年以前の「これまでの研究で、我が国における『有効な地層』」としては、未固結岩等の明らかに適正に劣るものは別として、岩石の種類を特定すること無くむしろ広く考え得るものであることが明らかになった」と結論づけています。</p> <p>つまり、砂のように未だ固まっていない岩石以外であれば、これはどこでもいいよと。岩石を特定することはない、どこも「有効な地層」だと広く考えてもいいというふうな結論を出してですね。この時の第1段階を飛ばしてしまっただけですね。そして即、第2段階に入って、今、土地の選定に入っているんです。一方では並行的に第3段階を、先ほど幌延の方でもお話しさせていただきましたが、今実験を行っております。模擬固化体をそこに置いて実験を行っている。模擬固化体ですから、熱を発生するものの上に、さらには先ほど言ったようなことで固めていったものを置いていて、どういう変化があるかとか。1段を飛ばし、即2段に入っていて、3段を並行的にやっていると、これはNUMOのやり方だというふうに思うわけでございます。今回のような地震が起きた段階で、あそこにも同じく最終処分場があったとすれば、これはまた想定外だというふうに逃げられるかもしれないけれども、大変なことになってしまうということなんだろうなというふうに思っております。</p> <p>国で言っている、砂のように未だ固まっていない岩石など、広く適性に劣るものを別にすれば、岩石を特定することなく「有効な地層」だと広く考えてもいいとしておりますけれども、この判断について、道の見解をお聞きいたします。</p> <p>(高橋委員)</p> <p>まさしくこれは、道も国の考え方に追随をしているということではないですね、今のお答えは。これは、国はそうは言っているけれども、まだまだ課題はあるんじゃないかとか、解決しなければならぬ問題があるとか、そういうようなことで道は感じているというのであれば、ある程度わかりますけれども、全く国の言う通りのことを、踏襲をしているということでございます。</p> <p>今回も先ほど申し上げました、能登半島のほぼ全てのところが有効だというふうに言われている。その最終処分場を造るのに有効な場所だというふうに言われているんですね。しかし、あのような想定外のことが出てきた。自然はいつも想定外ですから、想定外のことを、当然のことながらプランB、プランCとして考えていかなければならないというふうに思っております。</p> <p>今、道の方も国の方と同じような形で考えているようでございますけれども、北海道も結構多くこの特性マップで、グリーンにされているところがあるわけですね。北海道は火山が多かったりとかといったことがあ</p> | |

| 質 問 要 旨 | 答 弁 要 旨 |
|--|---|
| <p>りますから、内陸部を中心として適正ではないところがあるわけですが、それ以外のところは割と多めに有効であると、こういうのを造ってもいいということになっているわけですが。しかしこれは、先ほどお話ししたように第1段階を飛ばしてしまっているということからすると、かなり安全が確保できるということが疑問だということを思っております。そして、そういうところにまで原発の最終処分場を、原発の燃料の最終処分場を持っていこうということを、これを一つ考えても、原発政策は破綻しているということになるんだろうなというふうに思うわけですが。これは道としてもきちんと認識することを申し添えてまいりたいというふうに思うわけですが。</p> <p>(六) 各調査の必要性について <欠></p> <p>(七) 新知見について (高橋委員)</p> <p>今回の能登半島地震は、これまで、活断層とされていなかった断層が連動して起きたものというのが専門家の一致した見解です。</p> <p>すなわち自然は人知を越えたものであって、想定外のことでは全て想定に入れておかなければならないということをお私たちに知らしめたということになります。</p> <p>原発敷地内とその周辺の断層、そして、今、規制委員会によって審査が行われている志賀原発内部に起きたさまざまな事象も全て想定外だったわけでありませう。ご存じのとおりです。変圧器の油が2万リットルも漏れたり、冷却水も外部に漏れていたり、外部電源が使えなくなってしまうということは、これは全部想定外だといっていますけれども、志賀原発はこの発表を、どんどんどんどん、内部で隠して遅くしていったと。体質は何も変わっていないんです。東京電力のあの事故以来、何も体質は変わっていない。それは常に、電力会社全てがそうなんだろうと思っても、これはその通りなんだろうと思うわけですが。</p> <p>それで、原発敷地内とその周辺の断層、そしてそれが連動して起きた今回の地震、これらを含めて、さらには、志賀原発内に起きた様々な事象について、これは新しい知見がここで出てきたんだろうと思うわけですが。</p> <p>規制委員会は当然のことながら、新しい知見を踏まえて審査をしていくということになるわけですが、多くの国民は今回の能登半島地震で起きた内容を新しい知見に組み入れるべきだというふうに考えている訳です。この問題について道はどのようにお考えなのかをお聞きしたいと思います。</p> <p>(七) 一 再 新知見について (高橋委員)</p> <p>これも国に追随しているだけで、岸田総理がそのように言っているから多分大丈夫なんだろう、適切に対応されるんだろうというふうにお答えですが、残念ながら最近の岸田首相の言っていること、さらには、これを適切に対応するということに対応されたも</p> | <p>(資源エネルギー局長)</p> <p>地層処分技術についてでございますが、先月14日の記者会見で総理は、規制委員会による志賀原発の審査に、今般の地震による知見を追加的に考慮して厳正に審査が行われていくものと承知していると発言されたところでございます。</p> <p>国は、エネルギー基本計画におきまして、「地層処分の技術的信頼性について最新の科学的知見を定期的かつ継続的に評価・反映する」としているとともに、特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針におきましては、「科学的知見の蓄積を踏まえた継続的な検討を経て、地層処分する」としておりまして、令和6年能登半島地震に関する知見につきましても、国において、適切に対応されるものと考えてございます。</p> <p>(資源エネルギー局長)</p> <p>知事会との連携に関するお尋ねかと存じますが、全国知事会とはこれまでも、原発をはじめとした原子力施設に関する安全性等々につきましても、国に要望を行ってございますので、引き続き連携して取り組んでまいりたいと考えてございます。</p> |

| 質 問 要 旨 | 答 弁 要 旨 |
|--|--|
| <p>のではないというふうに、残念ながら思ってしまう訳です。</p> <p>ですから本来であれば、原発立地県の知事会があるわけで、原発立地県の知事会がきちんと会合を開いて、政府に向かって、今度の地震によって起きた様々な想定外のことを新しい知見に盛り込んで、今ある原発の審査についても、改めてそのことを加えてやっていくということをしり入れていくというのは原発立地県知事会の役割ではないのですか。</p> <p>道がそのことに非常に消極的になっているということであれば、これは、できるのは知事会、さらにはそれを支える行政なんです。行政が道民の安全・安心のことを考えなければ誰が考えてくれるんですか。</p> <p>さまざまな問題を抱えた今回のことをございますけれども、さらには、以前から同じような懸念を私たちは常に背負っている訳です。それに対して及び腰ではあってはならないと思います。</p> <p>再度お聞きをしたいと思います。</p> <p>(高橋委員)</p> <p>今までと同様のことをしてどうするの。今まで、能登半島地震以前のと同じようなことをしてどうするんですか。犠牲者が出て大変な状況になっている。今も水道も止まっている方々も非常に多い。被災地の中では。そしてこれは下手をすると、志賀原発との複合災害が起きたかも知れない。かも知れないというのは想定外のことだから言うなどと言っていますけれども、そういうことではない。最大限のことを考えていかなければならない。</p> <p>仮に、今回の地震で志賀原発が、同じように外部電源が来なくなってしまって、炉心溶融が始まったらどうするのかということも踏まえながら、さらにあそこは細い道路ですから、国道も限られている、その場合どういうふうに避難をさせていくのか、津波は来る、海岸線は上がった、船では難しい、ではヘリコプターをどうしていくのか、ということだとか、様々なことを次から次へと、最悪のことを想定して考えていかなければならない。</p> <p>今、泊の方、避難計画も含めてそういうことをやっているのではないのですか、これは改めて第一回定例会の時に、どうなっているのかということはお聞きしなければならぬというふうに思っておりますけれども、原発立地県の知事及びその行政が、今まで同様に知事会にももの申していきますというだけで、今回のものを流してしまう、それはいけないでしょう。</p> <p>あなたがもし答えられないのであれば、予算特別委員会、代表質問、一般質問で知事にお聞きをしなければならぬかなということになるわけでございます。</p> <p>(八) 深地層処分について (高橋委員)</p> <p>最後になりますけれども、日本における高レベル放射性廃棄物の深地層処分方法は全てにおいて確立されているというふうにお考えなのかお聞きします。</p> | <p>(経済部長)</p> <p>地層処分についてであります。国は、地層処分が現時点において最も有望であるという国際認識の下、我が国としても、科学的知見の蓄積を踏まえた継続的な検討を経て、特定放射性廃棄物について、地層処分することとしたものと承知しております。</p> |

| 質 問 要 旨 | 答 弁 要 旨 |
|--|---|
| <p>(高橋委員)</p> <p>これ以上、部長にはお聞きをすることにはならないかなと私は思いますけれども、先ほどからお話ししますように、いま、現在、進行中なんです。調査研究をやっている最中なんです。これは24年数ヶ月、調査研究が、ですから、確立はされていない。その確立をされていない地層処分は、ご存じのとおり釈迦に説法ですが、天然バリアと人工バリア、この2つが大きな要素なんです。天然バリアはどこでもいい、砂地でなければどこでもいい。人工バリアはどうなっているのか、人工バリアは20年前から同じことです。それで今、仮の答えを、どんな反応を示すかな、見ているだけなんです。地下水が浸出するかどうか、気圧はどうなんだ、さまざまなことがあるということを調査研究をしている段階です。ですから、これで安全だということを確認されているものではない。ただ、少なくともいままでのさまざまなことよりもこれがよりベターだろうということだろうと思います。そして、岩盤が動かないことが第一条件であるからこそ、フィンランドのオンカロでは、岩盤をくり貫いて、そこに埋めたんです。それも、高レベル放射性廃棄物ではなくて、再処理したものではなくて、通常の原子力発電所で使った廃棄物をそこに入れているということになるわけです。ですから、日本も始めたんですよ。再処理も行うこともできないで、もう破綻もしているのではないと言われて、さらに、そのことを認めていないで、高レベル放射性廃棄物の研究を進めている。何の意味があるのか、私はよく分からない。そういう状況の中で、今、国もそう言っているし、皆さん達も国が言っているからそれで良いだろうとなっているのであれば、原発立地県の要請として、いかがなものかというふうに思います。</p> <p>皆さんのお仕事は、道民の皆さんの安全・安心を守ることなんです。それが行政の第一義的な責務なんです。それを忘れてもらっては困る。そのことを第一義的に考えて行政を進めていただきたいということをお願いして、終わります。</p> | <p>また、国では、地層処分技術について、「信頼性の高い技術基盤の整備を進めて、着実に地層処分を実現できる技術を確認していく」としており、道といたしましては、引き続き、国の政策動向を注視してまいります。</p> |